

研究開発における企業の境界と知的財産権制度

2002年10月

文部科学省 科学技術政策研究所
第1研究グループ
小田切 宏之
古賀 款久
中村 健太

【 要 約 】

企業はさまざまな活動をおこなう。それらの活動のうちどこまでを企業内でおこなうのか、どこまでを他企業に発注し、委託し、あるいは共同でおこなうのか。このことを「企業の境界」の問題という。こうした問題は研究開発においても重要であることが幅広く認識されるようになってきた。多くの企業は社内で研究開発活動をおこなうだけでなく、定型的業務のアウトソーシング、研究の委託、共同研究、技術導入などにより、研究開発活動の一部を社外から調達しているからである。社内で研究するか外注するかという企業の境界を決める要因として、一つには、規模や範囲の経済性の程度がある。大型の研究機器や特殊技能を持つ技能者が必要な場合、それら資源をフルに稼働させるだけの研究業務がない企業は、専門化した企業に外注した方が有利だからである。これに加え、能力と取引費用が重要である。企業間で能力は異なり、また必要な能力を形成するためには費用がかかるから、社内では不十分な能力を要する活動については、アウトソーシング・委託・導入などにより外部から調達することが経済的でもあり、時間的にも節約になる。取引費用が高ければ、外部からの調達は費用高となり、社内研究が相対的に有利になる。取引費用を決める要因には多くのものがあるが、その一つが特許などの知的財産権制度であり、本稿では、特許制度およびその専有可能性の企業の境界に与える影響を中心に分析した。後半では2つの実証研究結果の概略を紹介した。第6節では企業マイクロデータを用い、特許による専有可能性の高い産業で活動している企業は委託研究・共同研究・技術取引を活発におこなう傾向があることを検証した。また第7節では、科学技術政策研究所でおこなったバイオテクノロジー関連産業への質問票調査にもとづき、研究提携や技術導入、アウトソーシングをおこなう企業は、相手の持つ知的財産権以外の補完的な情報を得ることを第1の目的としていること、逆に、研究開発を社内でおこなう企業は、研究成果の帰属に関する不明確性を外部機関利用への最大の障害としていることなどを示した。

これらの結果は、知的財産権がどれだけ明確に成立するか、それによりどれだけ専有可能か、また、知的財産権などによりどれだけ研究成果の帰属を明確に契約に書き込めるかが、研究開発において企業が外部資源をどれだけ活用するかを決める大きな要因になっていることを明らかにしている。知的財産権制度は、研究開発投資へのインセンティブ・メカニズムとして、また、知識伝播の手段(および障壁)としてだけではなく、研究開発における企業の境界という組織上の大きな問題にまで広範な影響を及ぼしているのである。